

さくらいしじょうれいだい ごう
桜井市条例第2号

さくらいし しゅわげんごじょうれい
桜井市こころつながる手話言語条例

げんご たが かんが きも つた あい りかい あ うえ
言語は、お互いの考えや気持ちを伝え合い、理解し合う上で
か
欠かすことのできないものである。さらに言語は、知識の蓄積を
げんご ちしき ちくせき
かのう ぶんか そうぞう うなが じんるい ほってん おお きよ
可能にし、文化の創造を促し、人類の発展に大きく寄与してきた。

しゅわ おんせいげんご にほんご こと げんご て ゆび
手話は、音声言語である日本語とは異なる言語であり、手や指、
からだ うご かお ひょうじょう つか どくじ ごい ぶんぽうたいけい も
体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ
しかくてき ひょうげん げんご
視覚的に表現する言語である。

しゃ しゅわ き ひと おんせいげんご どうよう
ろう者にとっての手話は、聞こえる人たちの音声言語と同様に、
たいせつ じょうほう かくとく しゅだん じゅうよう やくわり
大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割
にな ちしき たくわ ぶんか そうぞう ひつよう
を担っており、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な
げんご たいせつ はぐく
言語として大切に育まれてきた。

しゅわ げんご にんしき もと しみん しゅわ
ここに、手話が言語であることの認識に基づき、市民が手話の
りかい ひろ じっかん さくらいし めざ じょうれい せいてい
理解の広がりを実感できる桜井市を目指し、この条例を制定する。

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい しみん しゅわ りかい そくしん ちいき
第1条 この条例は、市民の手話への理解を促進し、地域において
しゅわ しょう かんきょう こうちく しゅわ しょう
手話を使用しやすい環境を構築することで、手話を使用する
しみん じりつ にちじょうせいかつ いとな しゃかいさんか およ あんしん
市民が、自立した日常生活を営み、社会参加をし、及び安心して

こころゆた く ちいきしゃかい じつげん きよ
心豊かに暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを
もくてき
目的とする。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい しゃ ちょうかく しょうがい
第2条 この条例において、「ろう者」とは、聴覚に障害があり、
しゅわ げんご にちじょうせいかつ また しゃかいせいかつ いとな もの
手話を言語として日常生活又は社会生活を営む者をいう。

きほんりねん
(基本理念)

だい じょう しゅわ りかい そくしん およ ふきゅう しゅわ しゃ
第3条 手話への理解の促進及び普及は、手話が、ろう者による
じょうほう しゅとく いし ひょうじおよ たにん いしそつう しゅだん
情報の取得、意思の表示及び他人との意思疎通の手段として
ひつよう げんご きほんてき にんしき もと おこな
必要な言語であるという基本的な認識の下に行われなければな
らない。

し せきむ
(市の責務)

だい じょう し ぜんじょう きほんりねん しみん たい しゅわ
第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、市民に対し、手話への
りかい そくしん およ ふきゅう はか にちじょうせいかつ およ しゃかいせいかつ
理解の促進及び普及を図り、日常生活及び社会生活において、
しゅわ しょう かんきょう しさく すいしん
手話を使用しやすい環境にするための施策を推進するものとし
る。

しみん やくわり
(市民の役割)

だい じょう しみん しゅわ りかい ふか し すいしん しさく きょうりよく
第5条 市民は、手話への理解を深め、市が推進する施策に協力
するよう努めるものとする。

しさく すいしん
(施策の推進)

だい じょう し つぎ かか しさく そうごうてき けいかくてき じっし
第6条 市は、次に掲げる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

- (1) しゅわ りかいおよ ふきゅう かん
手話の理解及び普及に関すること。
- (2) しゅわ じょうほうしゅとく かん
手話による情報取得に関すること。
- (3) しゅわ いしそつうしえん かん
手話による意思疎通支援に関すること。
- (4) ぜん ごう かか しちょう ひつよう みと
前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

し ぜんこう かか しさく し べつ さだ しょうがいしゃ ふくし
2 市は、前項に掲げる施策と市が別に定める障害者の福祉に
かん けいかく せいごうせい はか
関する計画との整合性を図るものとする。

きかい かくほ
(機会の確保)

だい じょう し しゃ しゅわつうやくしゃ しゅわほうしいん およ しゅわ しょう
第7条 市は、ろう者、手話通訳者、手話奉仕員及び手話を使用す
るができる者と協力して、市民が手話と親しみ手話を学ぶ
もの きょうりよく しみん しゅわ した しゅわ まな
機会を確保を図るものとする。
きかい かくほ はか

さいがい じ など たいおう
(災害時等の対応)

だい じょう し さいがい たひじょう じたい しゃ たい じょうほう
第8条 市は、災害その他非常の事態において、ろう者に対し、情報
の取得及び意思疎通の支援に必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
しゅとく およ いしそつう しえん ひつよう そち こう つと

ざいせいじょう そち
(財政上の措置)

だい じょう し しゅわ かん しさく すいしん ひつよう ざいせいじょう
第9条 市は、手話に関する施策を推進するため、必要な財政上の
そち こう つと
措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。